

社会福祉法人つくば市社会福祉協議会 地域見守りネットワーク事業実施要綱

(目 的)

第1条 地域見守りネットワーク事業（以下「本事業」という。）は、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるように、地域住民による助けあい活動や支えあい活動を推進し、地域住民が行政・民間事業所及び福祉関係者と協力、連携しながら、見守りが必要な方（以下「対象者」という。）に対し地域で見守ることのできる仕組みづくりを進めることを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、原則としてつくば市内に居住し、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯及び認知症高齢者、障害者並びに生活困窮者等で、自分たちだけでは解決が難しい福祉課題を抱えながらも支援が届かないため、見守りが必要な者とする。

(事業内容)

第3条 本事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 対象者に対して、地域住民の協力者からなる見守り支援員等により見守りチームを編成し、必要に応じた声かけや安否確認などの見守り活動が行われるような仕組みづくりを行う。
- (2) 対象者の発見や見守りチーム編成が、地域住民の助けあい活動や支えあい活動として自主的に行われるようにするために、概ね小学校区ごとに地域住民による見守りネットワーク組織づくりを行う。

(ふれあい相談員の設置)

第4条 対象者の発見や見守りチーム編成が、地域住民の助けあい活動や支えあい活動の一環として円滑に行われるように、ふれあい相談員を設置する。

2 ふれあい相談員について必要な事項は別に定める。

(守秘義務)

第5条 本事業に係わる者は、地域見守り活動等を実施するうえで知り得た情報を、この事業以外に利用し、漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 本事業に関する庶務は、地域福祉推進室地域福祉係において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月31日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。